二　貯水型自記雨量計にあっては、貯水槽、浮き、水準器、サイフォン及び浮きの動きにより雨量を記録する自記計を有し、かつ、サイフォンによる排水が終わったときに、自記計の記録ペンが零の目盛の位置に戻るものであること。

（目盛又は数字表示）

第百十二条　貯水型雨量計の目盛又は数字表示は、次の各号のいずれかに適合するものでなければならない。

一　貯水型指示雨量計の雨量ますにあっては、一目盛の表す量が雨量〇・五ミリメートル以下であること。

二　貯水型指示雨量計の重量計にあっては、最小表示単位が雨量〇・五ミリメートル以下であること。

三　（略）

（表記）

第百十三条　貯水型雨量計は、見やすい場所に貯水槽に貯えられる最大の雨水の量に相当する雨量を表記したものでなければならない。

2　雨量ますは、使用すべき受水器の口径を表記したものでなければならない。

（検定公差）

第百十四条　貯水型雨量計の検定公差は、次の表のとおりとする。

検定の範囲	個別の器差
雨量二〇ミリメートル以下	雨量〇・五ミリメートル
雨量二〇ミリメートルを超える範囲	雨量の三パーセント

二　貯水型自記雨量計にあっては、貯水槽、うき、水準器、サイフォン及びうきの動きにより雨量を記録する自記計を有し、かつ、サイフォンによる排水が終わったときに、自記計の記録ペンが零の目盛の位置に戻るものであること。

（目盛）

第百十二条　貯水型雨量計の目盛は、次の各号に適合するものでなければならない。

一　貯水型指示雨量計の雨量ますにあっては、次の基準に適合するものであること。

イ　一目盛の表す量が雨量〇・二ミリメートル以下であること。

ロ　測定範囲の上端を表す目盛の外に、雨量〇・二ミリメートル相当の目盛が附されていること。

（新設）

二　（略）

（表記）

第百十三条　貯水型指示雨量計は、見やすい場所に貯水槽に貯えられる最大の雨水の量に相当する雨量を表記したものでなければならない。

2　貯水型指示雨量計の雨量ますは、使用すべき受水器の口径を表記したものでなければならない。

（検定公差）

第百十四条　貯水型雨量計の検定公差は、次の表のとおりとする。

種別	検定の範囲	個別の器差
貯水型指示雨量計	雨量一〇ミリメートル以下	雨量〇・二ミリメートル
	雨量一〇ミリメートルを超える範囲	雨量の二パーセント
貯水型自記雨量計	雨量二〇ミリメートル以下	雨量〇・五ミリメートル
	雨量二〇ミリメートルを超える範囲	雨量の三パーセント

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成三十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示の施行前に検定の申請があった気象測器の検定の合格基準については、この告示による改正後の気象業務法第九条の検定の対象となる気象測器の検定の合格基準を定める告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。